



2014 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 鳥居薬品株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高木 正一郎
(コード番号 4551 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部 (TEL 03-3231-6814)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2014年6月25日開催予定の第122回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現在、当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社（以下「JT」）が決算期の変更を予定していることに伴い、当社は、経営計画の策定、業績管理、連結決算への対応などについて、引き続き効率的な事業運営を維持するため、当社の事業年度をJTと一致させ、毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第12条、第13条、第35条及び第36条に所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、第123期事業年度は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 補欠監査役の予選の効力を伸長いたしたく、変更案第29条を新設するものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2014 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	2014 年 6 月 25 日（予定）

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会の招集) 第 12 条 定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。 (定時株主総会の基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日とする。 (新設) 第 29 条～第 34 条 (条文省略) (事業年度) 第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から翌年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日までの 1 年とする。 (剰余金の配当) 第 36 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日を基準日として期末配当をすることができる。 ② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日を基準日として中間配当をすることができる。 第 37 条 (条文省略) (新設)	(株主総会の招集) 第 12 条 定時株主総会は毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。 (定時株主総会の基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日とする。 <u>(補欠監査役の予選の効力)</u> <u>第 29 条 補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 30 条～第 35 条 (現行のとおり) (事業年度) 第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日から <u>12</u> 月 <u>31</u> 日までの 1 年とする。 (剰余金の配当) 第 37 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日を基準日として期末配当をすることができる。 ② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6</u> 月 <u>30</u> 日を基準日として中間配当をすることができる。 第 38 条 (現行のとおり) <u>附則</u> <u>(第 123 期事業年度の期間)</u> <u>第 1 条 第 36 条の規定にかかわらず、第 123 期事業年度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの 9 か月間とする。</u> <u>(第 123 期事業年度の中間配当基準日)</u> <u>第 2 条 第 37 条第 2 項の規定にかかわらず、第 123 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 26 年 9 月 30 日とする。</u> <u>(附則の有効期限)</u> <u>第 3 条 本附則は、平成 26 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</u>